

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 5月14日 から 令和 8年 5月22日 歯科]

令和 8年 5月22日作成 1 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
06-0315-3	久多歯科診療所	〒520-0462 京都市左京区久多下の町 203		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第663号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日
06-0366-6	岡田歯科医院	〒606-8107 京都市左京区高野東開町 11-1 TKビル1F		医療DX推進体制整備加算 （医療DX）第2551号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 初診料（歯科）の注1に掲げる基準 （歯初診）第1607号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第1964号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 歯科外来診療感染対策加算2 （外感染2）第140号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 歯科診療特別対応連携加算 （歯特連）第57号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 歯科治療時医療管理料 （医管）第550号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 （口管強）第810号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 在宅療養支援歯科診療所1 （歯援診1）第88号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 在宅患者歯科治療時医療管理料 （在歯管）第275号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 地域医療連携体制加算 （歯地連）第30号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー （歯CAD）第1499号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第2723号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第662号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日
12-0188-2	医療法人延哲会 かまた た歯科クリニック	〒611-0028 京都府宇治市南陵町二丁目 1番地25		初診料（歯科）の注1に掲げる基準 （歯初診）第1605号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 歯科外来診療感染対策加算1 （外感染1）第1957号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 （歯訪診）第1139号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー （歯CAD）第1497号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第2721号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第661号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 5月14日 から 令和 8年 5月22日 歯科]

令和 8年 5月22日作成 2 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
41-0171-7	医療法人未来会 さくらぎファミリー歯科	〒607-8305 京都市山科区西野山中臣町4 1 番地1		<p>初診料（歯科）の注1に掲げる基準 （歯初診）第1606号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第1963号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>歯科治療時医療管理料 （医管）第549号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 （口管強）第809号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>歯科訪問診療料の注15に規定する基準 （歯訪診）第1140号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査 （咀嚼能力）第187号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>有床義歯咀嚼機能検査2の口及び咬合圧検査 （咬合圧）第180号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>手術用顕微鏡加算 （手顕微加）第228号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算 （歯技連1）第491号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>歯科技工士連携加算2 （歯技連2）第482号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>光学印象 （光印象）第307号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー （歯CAD）第1498号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>歯根端切除手術の注3 （根切顕微）第210号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第2722号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p> <p>歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） （歯外在ベI）第660号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p>